

アスク通信

ニュースレター第15号

降らぬ先の傘

梅雨明け前（執筆時点）にもかかわらず、蒸し暑く、熱気で空気にもやがかかったような日が続きますが、皆さんお変わりないでしょうか。ここ数年で、男性でも日傘を差す方が多くなってきました。この暑さにほんと疲れてしまったので（梅雨明け前なのに！）、



私も、「暑さを和らげ、事務所に着いただけで汗だくになっている事態を少しでも減らしたい！」と、今夏の参院選の候補者にも勝るとも劣らない熱い訴えを胸に秘め、日傘デビューを目論み、あれやこれやと物色中です。

さて、そんな私を含むASK一同は、皆さんの降らぬ先の傘にも、降られてしまった後には雨をしのぐ大きな傘にもなりたと思っています。なんて、うまくまとめた感じがしますので、巻頭言はこの辺で閉じましょう。傘だけに。

（弁護士 柴田 剛）

新時代の取引先との使い方～フリーランス保護法、下請法改正を踏まえて～

これまでの商慣習が通用しない時代？！



2025年6月17日、公正取引委員会は、小学館と光文社に対してフリーランス保護法違反があったとして、初の勧告を行いました。両社は、原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等をフリーランスの事業者へ委託していたところ、①直ちに契約内容を書面等で明示しなかったこと、②支払期日を明示しておらず、役務の提供の日等までに報酬を支払わなかったこと、が認定されています。✓

公正取引委員会は、両社に対して、フリーランス保護法を遵守する体制を確立するための措置を講ずることなどを内容とする勧告を行ったというものです。光文社は、「**長年の商慣習**において、電話などでの口頭による発注や、新法が示す法令期日内の支払いにずれが生じていました。」とコメントしています。

実は、これに先立って、45の事業者に対して是正指導などを行ったことも公表しており、二部の大企業だけが関係するものではありません。

長年の商慣習



〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-3ホンマビル4階

弁護士法人 A S K 川崎

所属弁護士 伊藤諭／竹内克己／柴田剛／菊池帆花（神奈川県弁護士会所属）

事務局 3名 岡田／池田／林田

☎ 044-230-1725

🌐 <https://ask-business-law.com/top/>



下請業者が金型を無償で保管してませんか？

また、公正取引委員会は、2025年5月、東証プライム上場の日精樹脂工業に対し、下請業者に木型や金型を預けっぱなしにして保管料を払わなかったことに対しても勧告を行っています。同社は、約260の型を、長いもので30年以上も無償で保管させていたといいます。公正取引委員会は下請法に禁止する『不当な経済上の利益の提供要請』と判断しました。こうした判断は、コスト負担の不公平性と優越的地位の濫用を問題視するもので、フリーランス保護法と共通する考え方でもあります。

**260種類の金型を保管！
中には30年以上も！**



**不当な経済上の利益の
提供要請**

取引先との関係をアップデートしよう！



これまで当たり前にやってきた口頭発注や慣例的な取引は、法改正によりリスクとなる可能性があります。発注側は気にしていなかったかも知れませんが、受注側は我慢していた、ということも考えられます。契約書を交わす、支払期日を定める、仕様変更時には理由を明示するなど、当たり前の対応こそが今後の信頼構築の鍵になります。単に「法令が求めているから実践する」というのではなく、なじみの取引先との関係をフェアなものにアップデートすることによって、発注・受注双方が成長できる、Win-Winの状態につなげることができます。

取引先との関係をチェックしてみよう！

取引先との関係をアップデートするために、次の点をチェックしてみましょう！なお、フリーランス保護法も下請法も受発注者との関係に要件がありますが、今回は関係性をチェックする目的ですので、あえて触れません。

【①昔からの発注書と請書のみで契約している】

フリーランス保護法では、右の取引条件を「直ちに」書面または電磁的方法で明示する義務があります。下請法でも、取引条件を書面等で交付する義務があります。発注書や請書のやりとりだけでは取引条件を網羅されていないことがあります。最新の法律に従った基本契約書を作成すると便利です。

**取引条件の
明示義務の内容**



**給付（仕事）の内容
報酬・代金の額
支払期日
その他の事項**

【②代金支払日が、検収終了時を基準として当月末締め翌々月末払いとなっている】

フリーランス保護法も下請法も、代金の支払時期について、「成果物を受領した日」から60日以内とされています。「検査に合格した日」からではありません。また、会社の支払フローが、「請求書をもってから翌月払い」になっている場合なども成果物を受領してから支払まで60日を超えてしまう場合があるので注意が必要です。この場合、支払フロー自体を見直す必要があります。

【③以前から報酬額・代金を見直していない】

フリーランス保護法も下請法も、買ったたきを禁止しています。原材料価額が軒並み値上がりしている昨今において、報酬額や請負代金額を据え置いたままにしておくことも「買ったたき」に当たる可能性があります。フリーランスや下請業者は値上げをお願いしにくいものです。改めて適正な価格を協議するようにしてみましょう。

【④「お願いしたもの」と違う」といってやり直しをさせたことがある】

フリーランス保護法も下請法も、受注者の責任がないのに給付内容を変更させたり、やり直しをさせたりして、受注者の利益を不当に害することを禁止しています。また、発注を取り消して代金を払わない、といったことも禁止となっています。新たなお願いをするのであれば必要な費用を支払うようにしましょう。

フリーランス保護法も下請法も、取引先との関係をイーブンにすることで持続可能な取引を継続させることを目的としています。仕方なく法を守るのではなく、思いやりや優しさを持って取引先との関係を続けることで、自社自身も成長することにつながるはずです。（弁護士 伊藤 諭）

新入社員の試用期間をテーマにセミナーを開催しました

令和7（2025）年5月29日に ≪4月入社の従業員の試用期間が気になり始めるいまこそ知りたい 試用期間と解雇の問題≫と題して、一般企業様向けのセミナーを開催いたしました。

講師は、弁護士 菊池 帆花が務めました。
企業様向けのセミナーは今回が初めての登壇で、非常に緊張しておりましたが、顧問先様も含めてたくさんの方々にお集まりいただき、とても和やかに素晴らしいセミナーとなりました。さて、余談はさておき、

4月入社の従業員の試用期間が気になり始めるいまこそ知りたい

試用期間と解雇 の問題

ASK 弁護士法人 ASK

セミナーで学んだ内容

- 試用期間とは？
- 試用期間があれば解雇は簡単なの？
- 会社は試用期間中にどんな過ごし方をすべき？
- 実際に試用期間と解雇をめぐってどんな問題が起こるの？
- 解雇の有効性が争われた場合に備えた準備とは？



～川崎の中小企業法務弁護士法人ASKウェブサイトより～

今回のセミナーでは、4月入社の方の試用期間がだんだんと気になり始めるこのタイミングで、改めて「試用期間」の意義について学びながら、“試用期間があれば解雇って簡単なの？”

“試用期間中って会社はどんな過ごし方をすればいいの？”

“試用期間をめぐるトラブルってどんなケース？”などなどを丁寧に解説させていただきました。また、セミナーの最後には、セミナーご参加者の方々からのご質問を踏まえて、ASK代表弁護士・中小企業診断士である伊藤諭と講師が議論する一幕もありました。

実は、試用期間をめくりよく誤解されていることは、中途採用の場合には試用期間なんて設けなくていいのではないか！？という点です。

ただ、新卒採用者の場合は、社内教育や訓練を通じて、これから人材育成を図ることが前提になっているのに対し、中途採用者の場合には、既にもっている経験等を活かして、高い能力を発揮してもらうこと、即戦力として活躍してもらうことが期待されています。そのため、会社としては、中途採用者の場合にこそ、試用期間を通じて、その方の能力や適性などを見極めることが重要なのです。

では、中途採用者で困ったときはどうしたらいいの？

そんな時には、ぜひASKにご相談ください。



～セミナーの様子～

【メルマガの配信をはじめました】

～ぜひご登録ください～



今年5月からついにASKのメルマガ配信がはじまりました。いま知りたい話題の労働判例などをいち早くお届けします。また、日頃の経営のヒントや労務管理で押さえておきたいポイントなどをわかりやすくお伝えしながら、ちょっとした読み物としてみなさまにお楽しみいただければと思っています。ASKのセミナー開催のお知らせなど、ASKの魅力がぎっしり詰まったメールマガジンです。ぜひ左記の登録フォームからメールアドレスをご登録いただければ嬉しいです。みなさまのご登録お待ちしております！

～メルマガ登録フォームはこちら！～

（弁護士 菊池 帆花）

新人弁護士のつぶやき



～開花したお花の様子～

胡蝶蘭を育てるのは難しいからきっと今年はお花は咲かないだろうな…と思っていたこともあり、こんなに清らかで美しいお花が咲いてくれたことに大きな喜びと感動を覚えました。植物の力は偉大なり！そして、毎日毎日、優しい心でお花を育て、見守ってくださる事務局の方々に改めて感謝の気持ちでいっぱいです。



令和5（2023）年12月に弁護士登録（第76期）をしてから、あっという間に1年半ほどが過ぎ去っていました。

まだ登録したばかり…と思いきや、すでに第77期の方々がバリバリとお仕事に励まれ、そして第78期の方々も司法修習生として一生懸命に励まれているという現実が

そんな現実から逃れるべく、ぼんやり事務所内を見回してみたところ、なんとASKの入所時に尊敬する先輩弁護士の方からお贈りいただいた胡蝶蘭にお花が咲いていることに気がしました。



そういえば、小学生の頃、両親から自身の名前の由来について教えてもらったことがあります。船の帆のように荒波にも打ち勝てるように。野に咲く花のように美しくあるように。そんな願いが込められているそうです。この胡蝶蘭にパワーをもらいながら、授けられた名前に恥じないよう、新人弁護士として今日も全力で駆け抜けていきます。

（弁護士 菊池 帆花）

編集後記

今年の夏は一段と厳しい暑さになりそうな気配です。6月に早くも猛暑がやってくるとは思ってもみませんでした。不意打ちともいえるこの状況に、この夏を乗り切れるのか一抹の不安を感じてしまいます。今年の梅雨は雨もほとんど降らなかったのも、より一層暑さが際立っている感じがします。そんな中、6月からは企業の熱中症対策が義務化されました。屋外での作業が主な対象のようですが、法律事務所の仕事も外出する機会が多くあります。



弁護士の仕事といえば裁判所の法廷をイメージする方が多いと思いますが、最近はWEB会議や電話会議を利用するケースが多くなり、裁判所へ出向く機会は減っています。他方、金融機関や郵便局などへ行く機会は常に発生するため、暑い時期の外出は自分の中で軽く気合いを入れないとなかなか出かけられません。かんかん照りの外を眺めながら、早く涼しくならないか指折り数えて待っています。

（事務員 池田）

